

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)
地域名 (地域内農業集落名)	堅倉地区 (堅倉、小岩戸、西郷地、柴高、鶴田、三箇、先後、橋場美)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業人口は減少しているが、後継者は比較的にいて、営農している作物は変わらない。
畑地が多いが水田の整備が遅く、荒廃農地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

酪農・稲作やニラなどの野菜を主要品目としつつ、作物や作型を変更しながら、メガファーム化し、効率良く集約化する。
6次産業化等により付加価値向上を図ることで農畜産物のブランド化を進め、高収益な農業を実現する。また、6次産業化の相談体制を整備する。
スマート農業などの先端技術導入を支援し、作業効率化や経営の合理化を進めることで、ワークライフバランスを充実させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,348 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,348 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
作目にあわせた集約を(100m以上)図ることで、作業効率増による作付けコストを減らす。 また、既存の団地を見直し、基盤整備と抱き合わせながら集積集約を図り、現状に即した形状にする。さらには、新規就農者が営農できるエリアを設定する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用し未利用地の見える化や周知を図り、利用を促進することで、集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
水田の整備やパイプライン、老朽化した施設を更新する。 区画の大区画化に取り組み、耕作者のニーズにあった営農しやすい農地を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者等のワンストップ相談窓口を設置し、各種支援機関との連携を強化することで、大規模な経営者だけでなく、多様な農業従事者を支援する。 また、JAなどと連携し、売上が見込める作物を指導や経営意識の育成をするなど、魅力ある農業の展開する。地域おこし協力隊を活用する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAなどと連携し、受託者を確保する。 また、受委託に対する価格の統一化を図るなどの対策を講じる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
